

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

一

ページ

条 例

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 県税事務所長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第六十一条の

二第一項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同

項の規定による取得の日から六月以内の期間を限って、その取得した住宅に係る不動産取得税額の

うち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の取得の日から六月以内に、

当該住宅について第五十三条の二第三項に規定する耐震基準に適合させるための第六十一条の二第

一項に規定する耐震改修を行うこと及び当該住宅を自己の居住の用に供することを証明するに足り

る書類を添付して、第五十七条の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを県

税事務所に提出しなければならない。

一 納税者の住所及び氏名

二 住宅の所在地、家屋番号、構造及び床面積

三 住宅の取得年月日

四 第六十一条の二第一項に規定する耐震改修の工事の着工及び完了の予定年月日

五 その他知事が必要と認める事項

3 前条第三項の規定は、第一項の場合における不動産取得税額の徴収猶予の取消しについて準用する。

第十五条中「第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の六まで」を「第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで」に改める。

第十七条第三項中「第十四条第一項」の下に「、第十四条の二第一項」を加え、「第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の六まで」を「第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで」に改める。

第五十三条の二第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅」を加え、「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項」に改め、「いう」の下に「。第六十一条の二第一項において同じ。」の

うち地震に対する安全性に係る基準として令第三十七条の十八第二項に規定する基準(第六十一条の二第一項において「耐震基準」という。)に適合するものとして令第三十七条の十八第三項に規定するものをいう」を、「第十項」の下に「並びに第六十一条の二第一項」を加え、同条第六項第二号イ

中「第三十七条の十八(第二号を除く。）」を「第三十七条の十八第三項」に改める。

第六十条第二項中「既存住宅等(既存住宅)」を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅)」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同条第六項第二号イ中「第三十七条の十八(第二号を除く。）」を「第三十七条の十八第三項」に改め、同条第十項中「既存住宅」

を「耐震基準適合既存住宅」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第六十一条の二 県税事務所長は、個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修

(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合すること

につき法施行規則第七条の七に規定するところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第七十三

条の十四第一項の規定により控除するものとされてきた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第一項中「土地」とあるのは「住宅」と、同条第二項第二号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「住宅の所在地、家屋番号、構造及び床面積」と、同条第三号中「土地」とあるのは「住宅」と、同項第四号中「住宅の着工及び完成の年月日並びに取得年月日」とあるのは「次条第一項に規定する耐震改修の工事の着工及び完了の年月日」と読み替えるものとする。第百十四条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

附則第六条第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

附則第十条の二第五項中「と」とする」とあるのは「とし」を削り、「金額」とするを「金額」とに改める。

附則第十条の七中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十条の八第二項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第六十一条の二第一項」に改める。

附則第十一条第一項及び附則第十一条の三の二中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四第一項中「自家用」を「営業用」に、「で軽自動車」を「軽自動車」に、「以外のもの」を「以下この項において同じ」を除く。及び軽自動車に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同条第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第十二条第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「同条第二項に規定するもの、メタノールと」を「法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。次項において同じ。混合メタノール自動車（メタノールと）に、「及びガソリン」を「をいう。次項において同じ。及びガソリン」に、「いう。第三項に」を「いう。次項及び第四項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表第百五条第一項第一

八千二百円
九千三百円

八千六百元
九千七百元

号イの項中

一万九百円
一万五千八百円
一万七千二百円
一万九千六百円
二万二千五百円
二万五千九百円
二万九千九百円
四万四千七百元

を

一万九百円
一万五千八百円
一万八千円
二万五百円
二万三千五百円
二万七千円
三万二千円
四万六千八百円

に改め、同表第百五

条第一項第一号口の項中

三万二千四百円
三万七千九百円
四万三千四百円
四万九千五百円
五万六千円
六万三千八百円
七万三千円
八万四千円
九万六千八百円
十二万二千円

を

三万三千九百円
三万九千六百円
四万五千四百円
五万七千七百円
五万八千六百円
六万六千七百円
七万六千四百円
八万七千九百円
十万二千円
十二万七千六百円

に改め、

同表第百五条第一項第四号の項中

四千九百円

を

五千円

に改め、同表第百五条第五項第一号の項中

一万三千八百円

に改め、同表第百五条第五項第二号の項中

一万三千二百円

を

六千六百元

六千九百元

二万五千九百元
三万三百円
三万四千七百元
三万九千六百元
四万四千八百円
五万円
五万八千五百円
六万七千三百円
七万七千四百円
九万七千六百元

を

二万七千七百円
三万七千七百円
三万六千三百円
四万四千四百円
四万六千九百元
五万三千三百円
六万千七百円
七万三百円
八万九百元
十万二千二百円

に改め、同条第三項を削り、同

条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「附則第十二条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第百五条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第百五条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四百円
	一万三千八百円	一万五千五百円
	一万五千七百元	一万七千二百円
	一万七千九百元	一万九千六百元
	二万五百円	二万二千五百円
	二万三千六百元	二万五千九百元
	二万七千二百円	二万九千九百元
	四万七百元	四万四千七百元
	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百元
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万円	五万六千五百円
五万八千円	六万三千八百円	
六万六千五百円	七万三千三百円	
第百五条第一項第一号ロ		

第百五条第一項第二号ロ								第百五条第一項第二号イ											
四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円
四万四千五百円	三万八千五百円	三万三千円	二万八千円	二万二千五百円	一万七千六百元	一万二千六百元	八千八百円	五千百円	三万二千四百円	二万八千円	二万四千二百円	二万三百円	一万六千五百円	一万三千二百円	九千九百円	七千百円	十二万二千百円	九万六千八百円	八万四千百円
第百五条第一項第三号ロ								第百五条第一項第三号イ(2)								第百五条第一項第二号ハ(1)		第百五条第一項第四号	
四万五千円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万六百元	一万二千円	一万五千百円	七千五百円	六千三百円
四万九百円	九万三千三百円	八万四千四百円	七万二千円	六万二千七百円	五万三千九百円	四万五千百円	三万六千三百円	七万四百円	六万二千七百円	五万五千五百円	四万八千四百円	四万八千八百円	三万五千二百円	二万九千百円	二万二千六百円	一万二千二百円	一万六千六百円	八千二百円	六千九百円

附則第十二条第四項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年十月一日」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防

第百五条第三項第一号	六千円	六千六百元
	三千七百元	四千百円
	四千七百元	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百元
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円
	一万二千元	一万三千二百円
	二万三千六百元	二万五千九百円
	二万七千六百元	三万三百円
第百五条第五項第一号	三万六百元	三万九千六百元
	四万八百元	四万四千八百元
	四万六千四百円	五万千円
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四百円	七万七千四百円
	八万八千八百円	九万七千六百元

止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。）に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」に改め、「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、「同条第十項」を「同条第二項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するものをいう。第六項第三号において同じ。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（第六項第四号及び第八項において「基準エネルギー消費効率」という。）」に、「次項及び第六項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同項に次の表を加える。

第百五条第一項第一号イ	
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千元
二万七千二百円	一万四千元
四万七千七百円	二万五百円

第百五条第一項第二号イ	第百五条第一項第二号イ	第百五条第一項第一号ロ																			
		八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円
		四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万五千円

第百五条第一項第三号イ(2)	第百五条第一項第三号イ(1)	第百五条第一項第二号ハ(2)	第百五条第一項第二号ハ(1)	第百五条第一項第一号ロ																			
				二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六千円	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円
				一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円

第百五条第一項第三号ロ	三万二千元	一万六千元	
	三万八千元	一万九千元	
	四万四千元	二万二千元	
	五万五百円	二万五千五百円	
	五万七千元	二万八千五百円	
	六万四千元	三万二千元	
	三万三千元	一万六千五百円	
	四万千円	二万五百円	
	四万九千元	二万四千五百円	
	五万七千元	二万八千五百円	
第百五条第一項第四号	六万五千五百円	三万三千元	
	七万四千元	三万七千元	
	八万三千元	四万五千五百円	
	四万五百円	二千五百円	
	六千円	三千円	
	第百五条第三項第一号	三千七百円	千八百円
		四千七百円	二千三百円
		六千三百円	三千二百円
		五千二百円	二千六百円
		六千三百円	三千二百円
第百五条第三項第二号	五千二百円	二千六百円	
	六千三百円	三千二百円	

附則第十二条第五項中「附則第五条の二第二項」を「附則第五条の二第七項」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第七項中「第三項、第四項（を「第四項及び第五項（これらの規定を）」に、「又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「並びに第六項及び第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の」を「第五項の」に、「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十二項」に改め、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「

第百五条第五項第二号	八千円	四千円
	一万二千元	六千元
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千六百円	一万四千元
	三万千六百円	一万六千元
	三万六千元	一万八千元
	四万八百元	二万五百円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千元
	六万二千二百円	三万円
七万四千元	三万五千五百円	
八万八千八百円	四万四千五百円	

に、「前項中」を「第五項中」に改め、「第三項第四号に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 次に掲げる自動車に対する第百五条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車税が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの
- 五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十項に規定するものに適合するもの

第百五条第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千元

第百五条第一項第二号イ	第百五条第一項第一号ロ																	
	一万七千九百円	四万七百元	二万九千五百円	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千元	五万千元	五万八千元	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千元	十一万千元	六千五百円	九千元	一万二千元	一万五千円	一万八千五百円
	四千五百円	一万五百円	七千五百円	九千元	一万円	一万三千円	一万五千円	一万七千円	一万九千五百円	二万七千円	二万七千円	二万七千円	二万八千円	二千元	二千五百円	三千円	四千元	五千元

第百五条第一項第三号イ(1)			第百五条第一項第二号ハ(2)			第百五条第一項第二号ハ(1)			第百五条第一項第二号ロ										
一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五千元	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万五千五百円	八千元	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千元
四千五百円	四千元	三千円	五千五百円	三千円	四千元	二千元	千六百元	一万五百円	九千元	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千元	三千円	二千元	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円

第百五条第一項第四号			第百五条第一項第三号ロ							第百五条第一項第三号イ(2)									
六千元	四千五百円	八万三千元	七万四千元	六万五千五百円	五万七千元	四万九千元	四万千元	三万三千元	六万四千元	五万七千元	五万五百円	四万四千元	三万八千元	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円
千五百円	千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千元	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千元	七千元	七千五百円	六千五百円	六千元	五千円

第百五条第三項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
第百五条第三項第二号	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
第百五条第五項第一号	八千円	二千円
	一万二千元	三千円
第百五条第五項第二号	二万三千六百元	六千元
	二万七千六百元	七千元
	三万六千六百元	八千元
	三万六千元	九千元
	四万八百元	一万五百円
	四万六千四百円	一万二千元
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四百円	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円

7 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二十一項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百五条第一項、第三項及び第五項の規定の適用については、当該自動車が平成二

十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十七年分までの自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に於ては平成二十八年分までの自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。附則第十七条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。附則第十九条中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。附則第二十四条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

（県税減免条例の一部改正）

6 県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。
 第七条の四第二項第一号中「又は第三項から第五項まで」を「、第二項又は第四項から第七項まで」に改める。